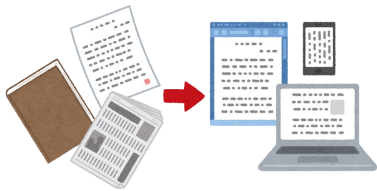


## 『R2年度税制改正大綱(12) 電子帳簿保存制度の要件緩和』



今回の改正では納税者利便の向上及び官民を通じた業務の効率化を図るため、税務関連手続の電子化がいっそう推進される。

1) 電子帳簿等保存制度では、国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法について、要件が緩和される。○請求書等の発行者側でタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合、受領者側のタイムスタンプは不要となる。○受領者に、訂正

又は削除の事実及び内容を確認できるシステム(クラウド会計等)の利用を認め、その電磁的記録の授受及び保存ができるようになる。これらの保存要件の緩和により、紙の請求書や領収書等の受領、スキャン作業が不要となるためバックオフィスの効率化に寄与すると期待される。適用は本年10月1日。

2) 地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大して個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を追加し、金融機関等の特別徴収業者がeLTAXを通じて電子で申告及び納入を行うための措置を講ずる。令和3年10月1日より適用。

他に、振替納税の通知依頼・ダイレクト納付の利用届の電子化や準確定申告の電子手続の簡素化、納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化なども行われる。

## 『新型コロナで株主総会延期も可 法務省が見解示す』

法務省は2月28日、新型コロナウイルス感染症に関連し、当初予定した時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合であっても、その状況が解消され、その後、合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるとの見解をホームページ上で公表した。

会社法上、株式会社の定時株主総会は、「毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない」と規定しているが(会社法296条1項)、事業年度の終了後3か月以内に定時株主総会を開催することを求めているわけではないとしている。

仮に定款に定められた基準日から3か月を経過した後に定時株主総会を開催する場合は、会社は新たに議決権行使のための基準日を定める必要がある。基準日株主が行使できる権利は当該基準日から3か月以内に行使するものに限られているからだ(会社法124条2項)。このため会社は、当該基準日の2週間前までに基準日及び基準日株主が行使できる権利の内容を公告する必要がある(会社法124条3項)。また、特定の日を剰余金の配当の基準日とする定款の定めがある場合でも、特定の日とは異なる日を剰余金の配当の基準日と定め、剰余金の配当をすることもできる(この場合も基準日の2週間前に公告の必要あり)。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)